

靖国神社合祀取消を実現し 平和憲法を護る会

ニュース・レター

第3号 2010.1.22

発行：支える会事務局

代表：園田朋里

mail：ptnishiyama@yahoo.co.jp

控訴審第3回口頭弁論（2010.2.2）が近づいてきました。

2010年の幕開けにさいして西山神父は、「大部にわたる準備書面の数々をすべて自力で行う単独控訴は地獄そのもの」と記しました。あらためて皆様の一層のご理解とご支援を願います。

「あなたがたに新しい掟を与える。互いに愛し合いなさい。わたしがあなたがたを愛したように、あなたがたも互いに愛し合いなさい。」（ヨハネ 13・34）

この黄金律は「喜ぶ人とともに喜び、泣く人とともに泣きなさい」（ローマ 12・15）と幼きイエスが身をもって示された順序のある実践律と変わります。「泣く」と「喜ぶ」ことが、同時に不可能とすれば、「泣く人」「悲しむ人」を優先して、初めて、すべての兄弟が神の恵みに与える幸せの福音が実現されるからに他なりません。

亡父の「靖国神社合祀取消し訴訟」は昨年2月大阪地裁で完全敗訴、目下、大阪高裁で係争中、大部にわたる準備書面の数々をすべて自力で行う単独控訴は地獄そのもの、旧臘9日、一連の‘誇らしき信仰箇条’の最終部分を執筆中にダウンし救急車で緊急入院、幸い小康を得て21日帰宅しましたが、これも身体自身が悲鳴を上げたからではなかろうか、とも見られます。とにかく、お恥ずかしい次第ですが、理論的にも実態的にも厳しい内外の世情に照らせば、やるべきことをやり通すのは当然のことと思わずにはいられません。オバマ大統領ノーベル平和賞受賞演説は、ようやくベッド上で目にして、一極支配を糊塗正当化するだけのその中味を知ってビックリ仰天、これは平和への道程りとは正反対の暴論ではないかと思うと、たとえ今一度の痙攣が起こっても、放置する訳にはまいりません。しかも、「正戦理論」の本家本元はカトリック教会、これが好戦的、世俗、俗物的で‘戦争やり放題’の独断でしかないことを教会内外に喚起する者はなく、これまでも増して、本家本元に訴え続けねばなりません。

「平和を実現する人は幸い、その人は神の子と呼ばれる。」（マタイ 5・9）

人間の力には負えないことも、神の約束を信じて励むみ恵みの一年を、切に、切に、祈ります。

（2010年1月 西山俊彦神父）

【第3回口頭弁論】 2010年2月2日(火) 午後3時～

大阪高裁 202号法廷 傍聴抽選券配布 午後2時～

【第4回口頭弁論】 2010年4月27日(火) 午後3時～

大阪高裁 202号法廷 傍聴抽選券配布 午後2時～

<蟻の一穴>

李 容玲

ポーランドの巨匠アンジェイ・ワイダ監督の「カティンの森」という映画を見ました。物語は第二次世界大戦中、行方不明になっていた約1万5千人のポーランド人将校たちが、実はソ連領内のカティンの森でソ連軍によって虐殺されていた、という実話に基づいています。映画は、将校たちの帰りを待つ家族が、不安と恐怖の中で耐え忍んで生きていく姿を描いているのですが、映画の最後は、カティンの森でポーランド人将校たちが武器を手にしたソ連軍に囲まれ、一人ずつ銃で頭を撃ち抜かれていく、というすさまじい場面で終わります。この衝撃的なラストシーンの非人間性とともに、私がこの映画でとりわけ印象に残ったのは、映画の背景に描かれた、状況によって驚くほど変容する社会の意識です。ソ連によって侵略されたポーランドでは、“虐殺はナチス・ドイツの犯行である”というソ連の「嘘」が、政治的な宣伝活動によって「真実」とされ、本当のことを語ることはタブーとなっていました。街のいたるところに監視の眼が光り、勇敢にも「カティンの嘘」を語ろうとする人は一般市民から危険視され、秘密警官に連行されても仕方がない、という見方がまかり通る社会へと変容していったのです。権力によって社会の常識がコントロールされる様子は、戦前・戦中の日本の社会を彷彿とさせ、権力にあらがえない「個」の無力さをひしひしと感じさせられました。しかし、平和な日常が当たり前になった今日の日本において、かつてのような暴走した国家権力にコントロールされる社会など想定することすらなかなか難しいことです。

最近読んだ心理学の論文にとっても興味深い報告がありました。それによると、日本の社会は集団内に張り巡らされた「評判システム」を社会秩序の基盤としており、公式、非公式の「監視・制裁システム」によって社会の相互監視が発達し、それが日本人の行動を規定しているというのです。「相互監視・制裁システム」というのは、社会から排除するという「脅し」を背景とした日本の「村八分制度」にみられるように、メンバーが相互に監視し、逸脱者には集団で制裁を加えることによって社会の秩序（相互協力状態）が維持されるシステムのことです。それが現代の日本社会に深く根付いていることを示す例として、いじめに関する国際比較研究が紹介されています。それによると、日本の子どもたちの間におけるいじめは、西洋諸国におけるいじめと比べて、多人数で1人をいじめる「多」対「一」の構図をとることが多く、ひとたび「いじめる-いじめられる」という関係が成立すると、その関係が比較的長期間に及んで固定化する傾向がみられるそうです。つまり、日本では集団から逸脱すると、その制裁として排除される被害の大きさが西洋諸国よりも大きく、結果的に「集団にあらがえない個人」を容易に創り出してしまうというのです。社会的に言い換えれば、日本の社会

は、国民が戦争を支えることを余儀なくされた戦中の社会を、いつでも現在に復元できる構造になっているのです。

先の戦争で権力の暴走を許してしまった悲慘から得られた日本の憲法は、あらゆる法の頂点に置かれ、国家権力を制度的にコントロールする役割を果たしています。構造的に権力の影響が浸透しやすい日本の社会では、この憲法の保護の下にあることが平和な生活の保障となっているのです。‘憲法の保護の下’というのは、憲法がいかなる場合でも制度的に優先される状況にあるということです。もしそうでない場合が認められるなら、権力に対して殊更ぜい弱さを擁する社会にとって大いに警戒すべきことです。

西山神父は、靖国神社合祀取消訴訟での闘いを巨大な権力に対する「蟻の一穴」と表しました。しかし、この訴訟によって靖国神社が再び社会の注目を集めた効果を考慮すれば、もしかすると国家にとっても、これまで「憲法」というゆるがない砦があるために近付けなかった領域に、合法的に風穴を明けることができる「好機」となるかもしれません。そうなると国家にとって、それこそ「蟻の一穴」となるでしょう。そしてそれを認めてしまった後に、はたしてどのような社会意識が生まれるのか、そう遠くない将来に「カティンの嘘」を口に出せない暗黙の抑圧と同じものが、いつのまにかこの社会にも生まれてくるんじゃないか。そのような懸念が、映画をみた後で心に悶々と湧いて来て、西山神父が闘っている靖国神社合祀取消訴訟の、切実で重大な意味を再認識させられたのです。

靖国合祀取消訴訟の一審敗訴を受け
原告である西山俊彦神父による控訴審以降の
活動支援強化の必要性を痛切に感じ
私たちは“靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会”を結成いたしました。

(目 的)

靖国神社合祀取消しを実現して、信教の自由等の人権の確立に寄与し、
日本国憲法を擁護して人格の尊厳に基づく（福音の約束に応えて）
世界平和の推進に貢献することを目的とする。

活動の一環としてニュース・レターを発行し、進行状況を発信するとともに
この裁判の意義を学び、平和憲法の実現のために
励んでいこうと思っています。

(ニュース・レターをコピー、印刷し、配布ご協力をお願いいたします。)

本控訴審での要慎重審議事項の4骨子

1. 1988年最大判の誤用であるから原審判決は破棄する他なく、公正な判断が求められる1件
2. 上記1. 以外に慎重審議と公正な司法判断が求められる3件
 - (1) 1977年、1988年最大判の、最終的な、判例変更の1件
 - (2) 「宗教活動に含まれる宗教上の行為は信教の自由を侵害し、二〇条二項違反となる」他、「2大最大判の枠内でも権利回復が求められている「宗教的人格権」侵害」についての公正な判断の1件
 - (3) 被告国の同靖国神社への合祀情報の提供は「一般行政サービスの範囲内のもの」との被告らの主張を無条件に追認し、違法にあらず、とした原審判決の不当性、及び、事実確認をもってする公正な司法判断の1件

**控訴審第2回口頭弁論では
要慎重審議事項が確認されました。**

この4骨子のうち

1. 1988年最大判の誤用であるから原審判決は破棄する他なく、公正な判断が求められる1件について控訴審第2陳述書（2009.10.28）から2回にわけて掲載いたします。

本控訴審での被侵害利益は、原審での「敬愛追慕権」に代えて、格段に人格核心的な「宗教的人格権」に変更した。宗教が究極的価値体系であり、控訴人西山俊彦らにとってはキリスト教による人生の時空を超えた意義付けはこの上なく崇高で全存在と等価であって、これと異なり、対極に位置する靖国神社合祀はその尊厳を冒贖否定するものである。

なお、原審での「敬愛追慕権」に代えて、本控訴審では、本控訴人の全存在の代名詞とも言い換えられる、格段に人格核心的な「宗教的人格権」を被侵害利益としたが、第1準備書面他でも説明したとおり、それらは、当然「信教の自由」他の基本的人権を内包していることは勿論、名誉毀損、プライバシーの侵害、氏名の冒用等々を排除するものであっ

て、これまでも明記してきた通り、本控訴は、「宗教的人格権」の侵害を理由とするが、控訴人の現存在を最も広汎かつ根底から規定している「宗教的人格権」は、氏名権、名誉権、プライバシー権等々に関する、民法1, 2, 3条、709、710、711、715、716、719、723、897条他違反、及び、信教の自由に関する憲法20条、18、19、21、23、条、9、11、12、13、14、17、25条他違反に相当する。この他の理由については、原審地裁へ提出した訴状、並びに、同全準備書面及び陳述書等に記載した条文条項と同様である。

原審地裁判決が、1988年最大判では、本当は、「宗教上的人格権」であったところを、「宗教的人格権」を被侵害利益として審議し、これは「不快の心情」とか「嫌悪の感情」であ

って権利利益性のみとめられないものであり、本件原審での被侵害利益であった「敬愛追慕権」も同様であると判示したことは、事実無根というより、これが「人格権の権利性」と「法的利益性」という被侵害利益の核心に関する重大な誤りであるところから、判示は完全な失当であって、原審判決は破棄するしかなく、原告・控訴人の請求に基いた公正な判断を求める。以下に記すのは、被告らの主張、原審判決での混乱錯誤と、判例とされた1988年最大判の判示の実際である。

先ず、原審判決に認められる、原告らが主張、反論した「宗教的人格権」の見解（原審判決、「裁判所公開ホームページ」、27 - 28頁。以下同様）には、本原告・控訴人は与しないのであるから、論評は控えるが、判決が「被告らの主張に対する（原告らの主張への）反論」として「**宗教的人格権**」の見出しを設けていること自体、1988年最大判にはそのような事実は存在しないのだから、不思議なことである。不思議なことと言えば、原審判決が、「被告靖国神社の主張」として「敬愛追慕の情を基軸とした人格権に対する（被告靖国神社の）反論等」の項目で、「原告らの主張する権利は、昭和63年大法廷判決において法的利益性を否定された**宗教的人格権**と同一の内容のものであることは明らかである」と「宗教的人格権」の「法的利益の不存在」についての靖国神社の主張を、在りもしない事実を、そのまま、掲げたことも不思議である。（同30頁）国のまほろばに連なるとも見なされる大宗教法人が宗教的人格権の権利利益性を否定するなどとは、言及するにも及ばないが、それにも拘らず、舌の乾かぬ前という言葉は控えるが、この直後に、「本件訴訟は、

…昭和63年大法廷判決の事案と同じであるところ、その判断は、「人が自己の信仰生活の静謐を他者の宗教上の行為によって害されたとし、そのことに不快の感情を持ち、…原審が**宗教上的人格権**であるとする静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益なるものは、これを直ちに法的利益として認めることができない性質のものである。」（同30 - 31）というものであって、まさに原告らと被告靖国神社との間の本件訴訟に適用されるものである。したがって、原告らの主張する敬愛追慕の情を基軸とする人格権には、法的利益性は存在しない。」との、主張を繰り返している。最大判が法的利益性を否定したのは「宗教的人格権」であると言っておきながら、またまた、否定したのは「宗教上的人格権」であると認めているのである。

同様の主張を被告国も行っており、原審判決では、「敬愛追慕の情を基軸とした人格権に対する（被告国の）反論として、「被告国の主張」を掲げ、「原告らの主張する敬愛追慕の情を基軸とする人格権は、昭和63年大法廷判決において、いわゆる**宗教的人格権**として、その法的利益性が明確に否定された「感情」ないし「心情」にほかならず、法的利益ということができない以上、被告国は原告らの法益を侵害していない」、とし、続けて、「昭和63年大法廷判決の判示について」と題して「昭和63年大法廷判決は、いわゆる**宗教的人格権**が法的利益であることを否定している」と被告国が断定したところを掲げている。（同34頁）このような断定にも拘らず、原審判決は、続けて、これと異なる被告国の主張を掲げている。「昭和63年大法廷判決の判断対象」と題して、

「昭和 63 年大法廷判決が法的利益に当たるか否かについて判断の対象としたのは、「原審が 宗教上の人格権 であるとする静謐な宗教環境の下で信仰生活を送るべき利益」である」

として、それらは「不快の心情」であり「嫌悪の感情」であって、これらを被侵害利益として法的救済を求めることはできず、「敬愛追慕権」の主張も同様なのであるから、「本件は、昭和 63 年大法廷判決の判示内容がそのまま当てはまる事案である」（同 35 頁）との被告国の主張をも掲載した。被告国の主張は、上記最後の指摘では、1988 年最大判が権利利益性を否定したのは、「原審が認容した」とか「原告が主張する」とか、**無数の括弧付**での「**宗教上の人格権**」であることを認めてはいるが、それ以前の主張では「宗教的人格権」の法的権利利益性を否定したとし、1988 年最大判が取り上げてもない「宗教的人格権」を云々誤解して反論し、完全な失当としか言えないものであるが、1988 年最大判が「宗教上の人格権」を主題としたと言ったかと思えば、またまた、ぞろぞろ、「以上のとおりであって、原告らの主張する敬愛追慕を基軸とする人格権は、その内容の点でも、それを法的利益として保障することにより生ずる効果の点においても、昭和 63 年大法廷判決が、いわゆる**宗教的人格権**として法的利益であることを否定した「感情」と何ら異ならない」ことをもって結論としている。（同 36 頁）

被告らの主張、反論は、後述のとおり、「原告が（「宗教上の人格権」と主張する「静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益」の侵害を理由にした自衛隊地連、隊友会の行為を政教分離原則違反とはいえないとした事

件において）主張した」「宗教上の人格権」について最大判が法的利益性を否定したのに対して、「宗教的人格権」の法的利益性を否定したとか、無条件での「宗教上の人格権」を否定したとか、その主張、反論はまちまちであって、実際に、1988 年最大判が何を主題にどのような判示をしたかの判断は混乱を極めていいる。しかも、それら、主張、反論には一貫性が疑われるところが少なくない。そこで問題の核心となるのが、本件原審の司法判断となるが、もちろん、1988 年最大判自体の判示がどのようなものであったかは、第 1 準備書面他で明示済みではあるが、原審判示の文言を指摘した後に、明記することにする。

本件原審判決が、もちろん後述する最高裁の判示に照らして、いかなる判示を示しているかが控訴請求の最大のポイントである。原審判決は（イ）「**宗教的人格権**との相違に関する主張について」と銘打って、次のように述べている。

「a 原告らは、昭和 63 年大法廷判決における「静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益」と本件訴訟における「敬愛追慕の情を基軸とした人格権」の間には、① 権利の帰属する者が限られている点、② 宗教的側面を有しない点の 2 点において大きな相違があり、昭和 63 年大法廷判決の射程は本件には及ばないと主張する。

b しかし、上記アで判示したとおり、人が自己の信仰する宗教により何人かを追慕し、その魂の安らぎを求めるなどの宗教的行為をする自由は、誰にでも保障されていると解するのが相当である。

そして、追慕・慰霊の性質からしても、

故人に対する追慕・慰霊とは、行為者の精神における死者との交流であり、追慕・慰霊行為はその交流を実現する個人的な行為であって、また、団体においてもその内部に当然に個人が存在を予定しているので、故人の遺族だけでなく、故人の友人・知人を含む社会的関係者関係団体にも、それぞれの思想信仰に基づいて故人を追慕・慰霊する自由があると解するのが相当である。

したがって、故人の遺族以外の者が、故人に対する慰霊行為等をする場合には、故人の遺族等の同意・承認等を得ることが社会的儀礼として望ましいとしても、故人の遺族が独占的に追慕・慰霊行為をし、他者のそれを排除し得るような権利・法的利益を有しているとはいえないので、原告らの上記①に関する主張は採用することができない。

c また、昭和63年大法院判決は、直接的には宗教的人格権について判断しているものの、その実質は、他者の信教の自由との調整に関する判断をしていると理解すべきであって、その判断は、

上記アで判示したとおり、人が他者の宗教的行為によって生ずる宗教的感情以外の不快の心情ないし感情を持つ場合における信教の自由との調整についても妥当するものであるから、原告らの上記②に関する主張は採用することができない。」

と明記している。「宗教的人格権との相違に関する主張について」という見出しからして、少なくとも場違いであること甚だしいと言わねばならないが、ここでは、疑問視さるべき無数の判示をさし置くとして、事案の核心を占める権利性、利益性について、1988年最大判が判断したのは、何と、「直接的に宗教的人格権」であると明言していることだけは断じておかなければならない。そのように1988年最大判が言っているのなら、その事実に関して拘泥するわけではないが、そのような核心を占める法概念が、登場さえしなと言うのであれば、最早、捏造としか言いようがない。1988年最大判については、第1準備書面他に既述の指摘を、再掲しなければならない。(ニュース・レター第4号に続く)

- ◇第1準備書面 全90ページ (2009.6.30)
『控訴の趣旨の妥当性とその根拠(1)
被侵害利益「宗教的人格権」について—自衛官合祀訴訟との関連で—』
- ◇第2準備書面 全113ページ (2009.9.28)
『控訴の趣旨の妥当性とその根拠(2)
被侵害利益「宗教的人格権」について—津地鎮祭訴訟との関連で—』
- ◇第3準備書面 全20ページ (2009.10.19)
『控訴の趣旨の妥当性とその根拠(3)
被侵害利益「宗教的人格権」等についての確認と、求釈明事項の再請求』
- ◇第4準備書面 全18ページ (2010.1.22)
『控訴の趣旨の妥当性とその根拠(4)
被侵害利益「宗教的人格権」等について、各当事者主張の確認請求』
- ◇第5準備書面 全11ページ (2010.1.22)
『控訴の趣旨の妥当性とその根拠(5) —両被控訴人間での個人情報授受は「一般行政サービスの範囲内である」との主張についての、事実確認の請求—』

ニュース・レターNo.1 発行以降、少しずつ支援の輪がひろがりはじめ、
励ましの言葉、カンパ（1月20日現在49件）などをいただき感謝しています。

これからもよろしく願いいたします。

ご質問、応援メッセージ等もどんどんお寄せ下さい。（mail 及び、郵便）

信教の自由は、人権中の人権、人格権中の
人格権、であり、自由と人権確立への一大
原則、人間の尊厳確保の母胎であるとすれ
ば、確かに本件控訴審は重要事件であるこ
とは間違いない。本控訴人は、関係諸賢、
諸兄の協力を得て、微力で余生短きことを
承知の上で、先駆的使命を誠実かつ自覺的
に果したく希うものである。

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会

代表：園田朋里

562-0031 大阪府箕面市小野原東 3-5-19 e-mail : ptnishiyama@yahoo.co.jp
<http://peace-appeal.fr.peter.t.nishiyama.catholic.ne.jp/> (判決要旨、判決骨子掲載)

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会 (郵便振替) 00900-7-272008

※ 領収書は、ご請求のない場合、振替受領証をもって代えさせていただきますのでご了承ください。